

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

特別非常勤講師の任用の届出について（依頼）

教育職員免許法（以下「免許法」という。）第3条の2第1項の規定により、下記1に該当する事項の教授又は実習を担当させるために、各相当学校の教員の免許状を有していない者（以下「特別非常勤講師」という。）を充てることが可能です。

つきましては、同条第2項の規定により、特別非常勤講師を任命又は雇用しようとする場合は、高知県教育委員会への届出が必要とされていますので、下記2に留意のうえ届出を行うよう、管内の学校長にお知らせください。

記

1 特別非常勤講師が担任できる事項

次の事項の教授又は実習に限られており、これら以外の場合は教員の免許状が必要です。

（1）小学校（義務教育学校の前期課程を含む）

免許法第4条第6項第1号に掲げる教科の領域の一部にかかる事項

教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの（外国語活動の一部、道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、クラブ活動）

（2）中学校（義務教育学校の後期課程を含む）

免許法第4条第5項第1号に掲げる教科及び免許法第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの（道徳の一部、総合的な学習の時間の一部）

（3）高等学校

免許法第4条第5項第2号に掲げる教科及び免許法第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項

教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの（総合的な学習の時間の一部）

（4）特別支援学校（幼稚部を除く。）

（1）～（3）に掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項

教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの（道徳の一部、総合的な学習の時間の一部、クラブ活動）

2 手続等

（1）任命又は雇用期間

届出を行う年度の1年以内の期間

（2）届出書類

非常勤講師任用届出書（別紙第11号様式）

（3）届出者

任命又は雇用しようとする者

（4）届出先

教職員・福利課人事企画担当

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課人事企画担当

TEL：088-821-4903

FAX：088-821-4725

第 1 1 号様式（第 1 3 条の 2 関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

届出者職・氏名

印

教育職員免許法第 3 条の 2 第 2 項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け
出ます。

設 置 者		学校名		
任命又は雇用さ れる者	住所			
	ふりがな 氏名		生 年 月 日	
担 任 内 容			担 任 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
教科（科目）名			担 任 時 間 数	年間 時間
当該教科（科目）の年間総時間数			年間 時間	
必 要 性				
任命又は雇用さ れる者を適当と 判断した理由				
学 業				
業 務				
特 記 事 項				
教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 7 号までの規定に該当しない。				

上記のとおり相違ありません。

注 届出者には、任命又は雇用しようとする者の職・氏名を記載してください。

★ 第3条 第1項

同 第2項

前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

同 第3項

特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

同 第4項

中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

★ 第3条の2 第1項

次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

第1号 小学校における次条第6項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

第2号 中学校における次条第5項第1号に掲げる教科の領域の一部に係る事項

第3号 高等学校における次条第5項第2号に掲げる教科及び第16条の3第1項の文部科学省令で定める教科（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務）の領域の一部に係る事項

第4号 中等教育学校における前2号に掲げる事項

第5号 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第1号から第3号までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項

第6号 教科に関する事項で文部科学省令で定めるもの

同条 第2項

前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者に届け出なければならない。

★ 第4条 第5項

第１号　中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業（職業指導及び職業実習（農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。）を含む。）、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語等）を履修するものとする。

ツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)及び宗教

第2号 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）及び宗教

同条 第6項

第1号 小学校教諭にあつては、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育

★ 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一 十八歳未満の者

二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

三 成年被後見人又は被保佐人

四 禁錮以上の刑に処せられた者

五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七 日本国憲法施行の日[昭和二十二年五月三日]以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2～6 略

第7項

免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

★ 第16条の3 第1項

中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第4条第5項第1号又は第2号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部科学省令で定める教科について授与することができる。

★ 第23条 第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、10万以下の過料に処する。

第1号 第3条の2第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

教育職員免許法施行規則（平成29年文部省令第26号）

★ 第65条の10

免許法第3条の2第1項第6号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第50条

第1項に規定する外国語活動の一部、同項、同令第72条第1項、第126条、第127条第1項及び第128条に規定する道徳の一部、同令第50条第1項に規定する外国語活動の一部、同項、同令第72条第1項、第83条、第126条、第127条第1項及び第128条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第52条に規定する小学校学習指導要領及び同令第129条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

★ 第65条の11

免許法第3条の2第2項の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

第1号 設置者及び学校名

第2号 任命又は雇用しようとする者の氏名

第3号 教授又は実習を担当しようとする事項の内容及び期間

第4号 前号の教授又は実習を担当させる理由

第5号 その他都道府県の教育委員会規則で定める事項